

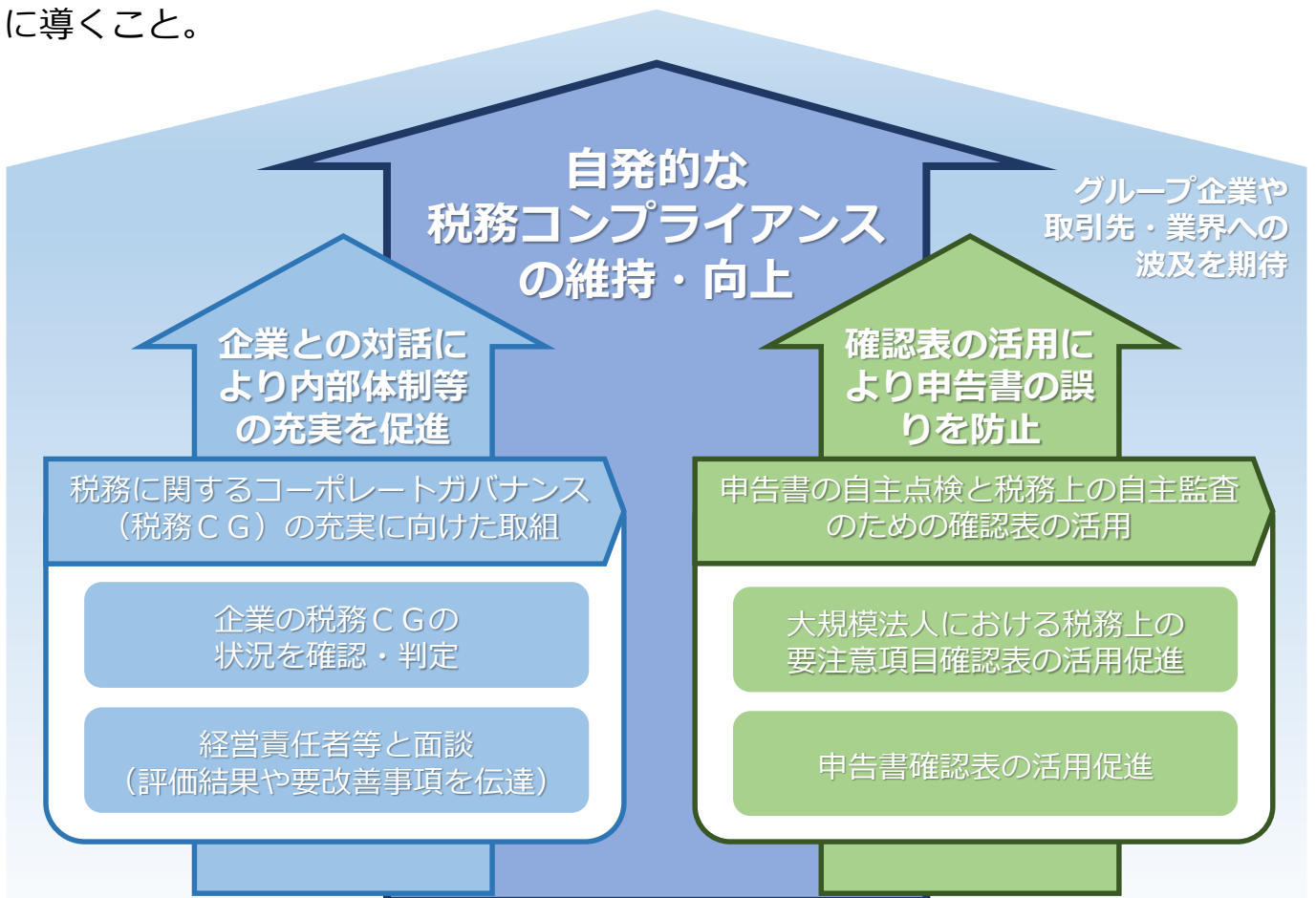
納税者の税務コンプライアンスの維持・向上に向けた取組 ～協力的手法を通じた自発的な適正申告の推進～

国税庁では、税務調査以外にも様々な取組を実施し、納税者の税務コンプライアンスの維持・向上を図っています。

自発的な適正申告が期待できる大企業（調査課所管法人）に対しては、協力的手法（税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組・申告書の自主点検と税務上の自主監査のための確認表の活用）を通じて、税務コンプライアンスの維持・向上を促しています。

協力的手法とは

大企業との協働関係を築いた上で自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に導くこと。



○税務に関するコーポレートガバナンス（税務CG）の充実に向けた取組
詳細は、国税庁ホームページの「[税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について（調査課所管法人の皆様へ）](#)」をご覧ください。

○申告書の自主点検と税務上の自主監査のための確認表の活用
詳細は、国税庁ホームページの「[『申告書の自主点検と税務上の自主監査』に関する情報（調査課所管法人の皆様へ）](#)」をご覧ください。



税務に関するコーポレートガバナンス

の充実に向けた取組

税務に関するコーポレートガバナンス（税務C G）とは

税務について経営責任者等が自ら適正申告の確保に積極的に関与し、必要な内部体制を整備することをいいます。

企業の税務コンプライアンスの維持・向上のためには、税務C Gを充実させていくことが重要かつ効果的です。

税務C Gの充実が期待される企業とは

金融商品取引法において内部統制報告書の提出義務がある上場企業や、会社法において内部統制システムの整備が義務付けられている企業は、コーポレートガバナンスの取組と同様に、税務C Gの充実が期待される企業と考えられます。

また、上記以外の企業であっても、売上金額、従業員数、事業所数、関係会社数等の事業規模が一定程度ある場合には、税務C Gの充実を通じて税務コンプライアンスの維持・向上を図ることが効果的であると考えられます。

取組の現状

調査部特別国税調査官所掌法人（特官所掌法人）に対する税務調査の機会に企業の税務C Gの状況を確認・判定するとともに、国税局調査部長等が企業の経営責任者等と面談し、評価結果の伝達（評価結果の根拠も含む。）や要改善事項等に対する意見交換を行っています。

→令和4事務年度の実施状況は次のページをご参照ください。

今後の方向性

特官所掌法人以外の法人であっても、税務C Gの充実を通じて税務コンプライアンスの維持・向上を図ることが効果的であると考えられることから、特官所掌法人に対する取組状況を踏まえつつ、税務C Gの充実に向けた取組の対象法人拡大や対象法人の実情に応じた実施方法など、今後の方向性について検討しています。

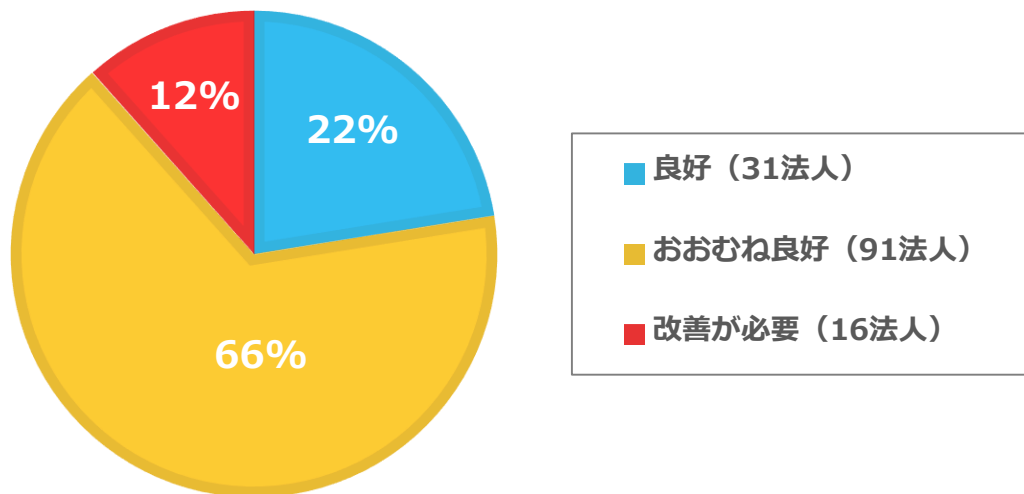
東京国税局における試行的取組

税務C Gの充実に向けた取組の一環として、令和5年10月から、東京国税局の調査部特官所掌法人を対象に、新規性の高い形態の取引について、税務上の取扱いを早期に回答し、税務リスクを低減させていく取組（J-CAP制度（Compliance Assurance Program of Japan））を試行的に開始しています。

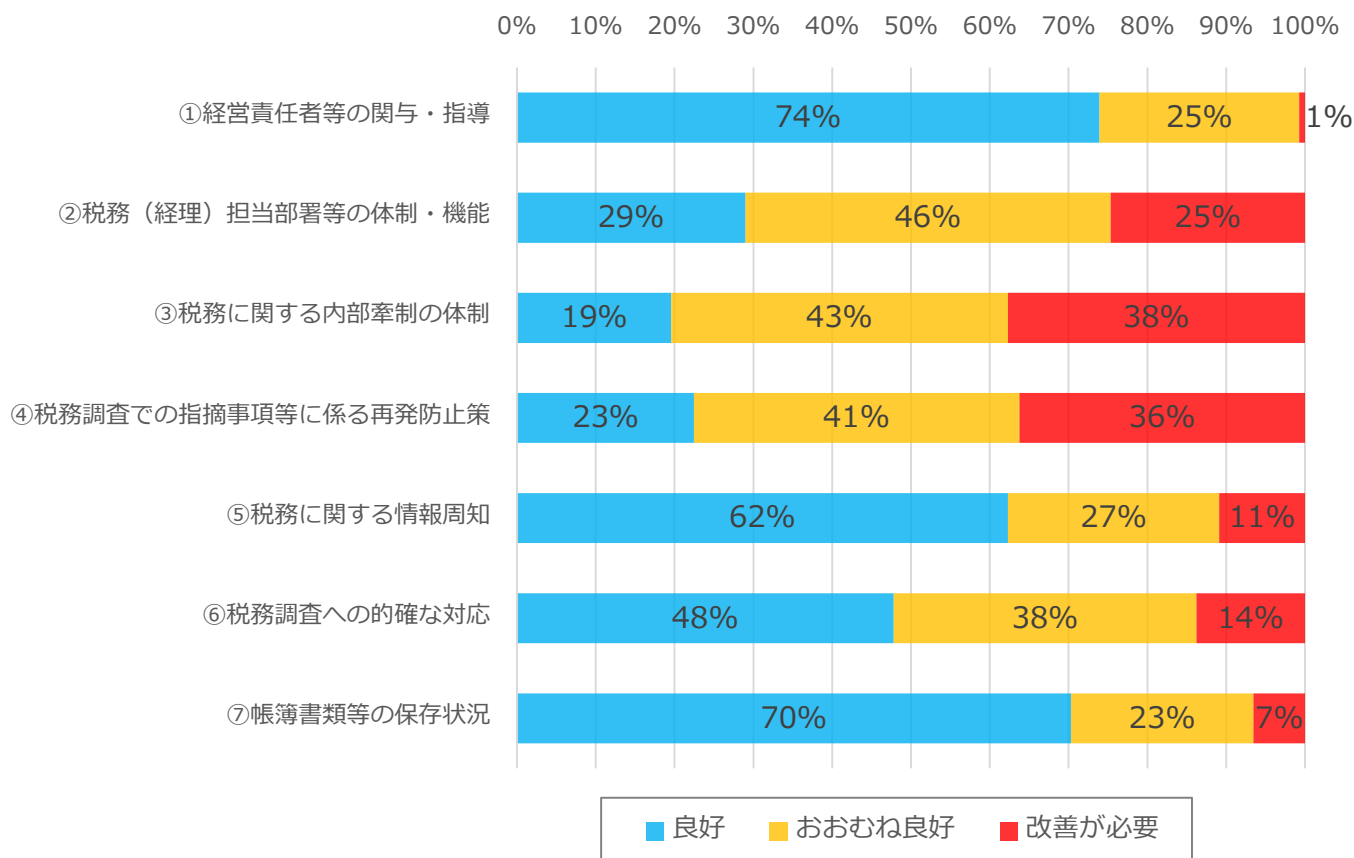
令和 4 事務年度の実施状況

令和 4 事務年度の特官所掌法人の税務調査において、138法人の税務CGの状況の確認・判定を行いました。

令和 4 事務年度における評価結果（3区分）の内訳



令和 4 事務年度における評価結果の確認項目別の内訳



再発防止策の有効事例

税務C Gの充実にに向けた取組（特官所掌法人に対する取組）をより一層促進させる観点から、税務調査で把握された誤りについて、同様の誤りが生じないようにするため、再発防止策の策定・運用を促す取組（**再発防止促進プログラム**）を実施しています。

次の事例は、**再発防止促進プログラム**で把握した有効事例の一例です。

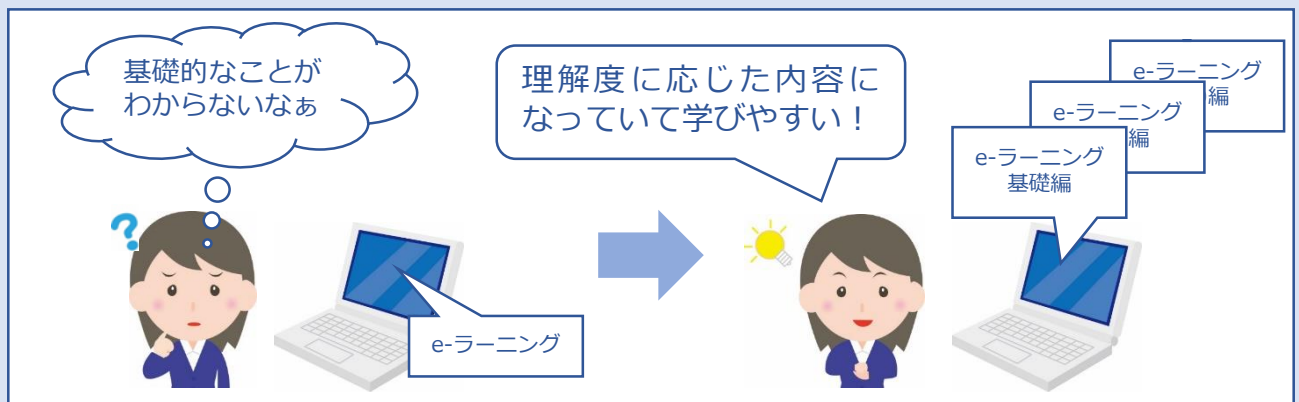
【有効事例①】

指摘事項：工事進行基準利益計上漏れ

従前から「工事進行基準」に関する誤りが生じていたため、再発防止策として、決算前に**関係社員全員に対する「e-ラーニング」**（工事進行基準の適正な運用方法や決算処理など）**の研修を実施**していた。

「e-ラーニング」を実施しているにも関わらず、直近の税務調査において**「工事進行基準利益計上漏れ」が把握**されたことから、改めて再発防止策の策定を検討した。

「e-ラーニング」の受講社員にアンケートを実施したところ、**理解度が区々であることが判明**したため、「e-ラーニング」の内容を**社員の理解度に応じた内容**（基礎編・応用編などに細分化）**に改めた**。



再発防止策の有効事例

【有効事例②】

指摘事項：機械装置等の耐用年数誤り

システムで減価償却資産の管理を行っていたところ、資産区分や耐用年数については、事業部署や経理担当部署の**担当社員の判断で入力**を行っていた。
資産区分や耐用年数について、**担当社員の知識不足**や事業部署と経理担当部署間の**連携不足**などを起因として、機械装置等の耐用年数誤り（減価償却費超過）が把握されたことから、再発防止策の策定を検討した。

自社で過去に購入実績があり、今後も定期的に購入予定の機械装置等を取
得した場合には、**耐用年数が自動表示されるようシステム改修**を行った。
また、新たな機械装置等を取
得した場合には、事業部署から経理担当部署
へ連絡・相談できるよう体制整備を行った。

【有効事例③】

指摘事項：業務委託費過大等

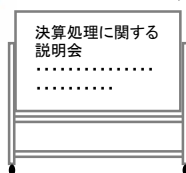
費用処理については、社内規定等に定められた手続きに基づき処理を行って
いたところ、適正な処理方法が各事業所などの**現場レベルまでしっかり浸透
しておらず**、業務委託費等を過大に計上していた。

税務調査による指摘事項を盛り込んだ決算処理に関する**マニュアルを作成**
するとともに、同マニュアルに基づく**説明会を全社員に対して実施**した。
上記に加え、経営責任者が社内LANを利用して、当局から伝達された**税
務CGの評価結果**とともに、**自らが再発防止策の策定を先導**していく旨を**全
社員へメッセージ**として配信した。

マニュアル作成



説明会の実施



全社員へ
メッセージ配信



経営陣からの
メッセージ

税務CGの評価結
果は……

再発防止に向け
て……



申告書の自主点検と税務上の自主監査

のための確認表の活用

申告書の自主点検と税務上の自主監査のための確認表とは

- 申告書の自主点検（**申告書提出直前の最終チェック用**）を行うための確認表として、「申告書確認表」をご提供しています。
- 税務上の自主監査（**申告書作成前の税務・決算処理の確認用**）を行うための確認表として、「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」をご提供しています。

申告内容の誤りが多い事例

- 「調査課所管法人における申告内容の誤りが多い事例」を令和5年4月に公表しています。

- これらの誤りについては、上記「申告書確認表」をご活用いただくことにより、未然に防止することが可能となっています。

○調査課所管法人における申告内容の誤りが多い事例

詳細は、国税庁ホームページの「調査課所管法人における申告内容の誤りが多い事例」をご覧ください。

グループ通算制度適用法人固有の誤り

損益通算（法人税法第64条の5）を行う場合、期限内申告を行っていない通算法人の通算前所得（欠損）金額は零とみなされるにもかかわらず、零としないまま損益通算を行っている。

- このような誤りを未然に防止するため、通算グループ全体として、損益通算を適正に行える仕組みを構築する必要があります。